アスベスト（石綿）対策に取り組んでいます

昨年の6月末から、アスベスト製品製造工場での作業歴のある作業員の方などに、中皮腫等の健康被害が多発していることが、関係企業から相次いで公表されました。

これを契機に、アスベストの健康影響やアスベストを使用した建築物への不安が高まっています。

こうした中、市では次のような対策に取り組み、アスベスト問題に対応しています。

◇アスベスト対策会議の設置

市では、市施設における一層の安全性の確保や建築物の解体・改修時の飛散防止等を推進し、アスベスト問題への適正な対処と皆さんの不安解消を図るため、関係部長からなるアスベスト対策会議を設置して、全庁的な取り組みを実施しています

問い合わせ 政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706）

◇市施設におけるアスベスト対策工事の実施

市では、吹き付けアスベスト等が建築資材として多く用いられた年代（昭和31年～平成元年）に建築されたすべての市施設（253施設、772棟）について、公共施設のアスベストに関する安全性を確保するため、昨年7月からアスベスト使用実態調査を実施してきました。

その結果、5つの市施設（所沢浄化センター、安松保育園、東部浄水場、第3学校給食センター、若狭分教場）で吹き付けアスベスト等の使用が確認されたことから、これらの施設の対策工事（除去・封じ込め工事）を速やかに実施することとしました（表1参照）。

なお、小・中学校においては、平成3年までに吹き付けアスベスト等の除去をすべて完了し、今年度、これまで調査の対象外としていた吹き付け建材（リシン・白セメント等）のアスベスト含有調査を実施しましたが、アスベストの含有が確認された建材はありませんでした。

◆表1　吹き付けアスベスト等が確認された市施設

施設名称	室　名	使用箇所	吹き付け等面積	今後の対応・処理方法等
所沢浄化センター	旧汚泥処理室	天井	30.0㎡	除去工事を実施（平成17年11月）
安松保育園	機械室	天井	12.2㎡	除去工事を予定（平成18年2月完了予定）
※東部浄水場	地下ポンプ室	天井・壁	857.0㎡	露出部分（約40㎡）の封じ込め工事を予定（平成18年3月完了予定）
第3学校給食センター	機械室	天井	13.7㎡	除去工事を実施（平成17年11月）
若狭分教場	階段室	段裏	11.0㎡	除去工事を実施（平成17年12月）

※昭和63年に約817㎡の封じ込め工事を実施しました。

◇民間建築物のアスベスト対策推進

民間建築物のアスベスト対策の一層の推進を図るため、吹き付けアスベストが建築資材として多く用いられた年代（昭和31年～平成元年）に建築された大規模建築物（延べ床面積500㎡以上）の所有者に対して、関係法令による規制や飛散防止技術等の必要な情報提供を行うとともに、吹き付けアスベストの使用状況等について、アンケート形式で使用実態調査（表2参照）を行いました。

本調査において、14棟の建築物で吹き付けアスベスト等の使用が報告されたことから、市では、これらの建築物の所有者に対して、早急なアスベスト対策の実施や関係法令の遵守について、再度指導を実施しています。

また、アスベスト含有が不明な吹き付け建材の使用が報告された34棟の建築物には、分析調査の実施等を要請するほか、本調査にご回答いただけなかった所有者の方々に対しても、引き続き調査への協力を依頼していきます。

◎本調査の詳細結果につきましては、市ホームページ（アドレスは表紙参照）をご覧ください。

◆表2　使用実態調査（民間建築物）の概要（平成17年11月1日現在）

調査期間	▶平成17年8月4日～29日（第1回）▶平成17年9月15日～30日（第2回）
調査対象建築物	▶建築年度が昭和31年～平成元年の間である建築物 ▶延べ床面積が500㎡以上の建築物
調査項目	▶吹き付け建材の有無▶使用場所、吹き付け面積▶アスベスト含有の有無▶飛散の状況▶対策工事の予定の有無およびその方法等
調査数（棟）	1,108棟（自主報告等を含む）
回答数（棟）	710棟（64.1％）

問い合わせ 環境対策課（☎2998-9130・FAX2998-9155）、建築指導課（☎2998-9180・FAX2998-9152）

◇融資制度

アスベストの除去等の工事を行う市民および中小企業者の皆さんに対して、一定の条件に該当する場合、次の利率で融資をします。

申し込みについては、事前に担当課にご相談ください。

◆**沢市勤労者住宅資金貸付**

一般住宅でアスベストの除去工事等を行う場合、住宅の修繕・増築や住宅設備の改善工事等を対象とした、市の「勤労者住宅資金貸付」をご利用ください。

指定金融機関から500万円を限度に年利2・615％の低利で融資を受けることができます。

◆**中小企業融資あっせん**

の除去工事等を行う場合、市の中小企業向け融資あっせんをご利用ください。

指定金融機関から3,000万円を限度に年利1・9％の低利で融資を受けることができます。

さらに、市から利子の一部補給が認められる場合もあります。なお、融資あっせんには、市が行う審査により、適当と認められることが必要です。

問い合わせ 商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）

◇アスベスト使用建築物の解体等に伴う環境への飛散防止

アスベストを使用している建築物で、次の作業の種類、対象規模の条件を満たす場合には、除去等の作業を開始する日の14日前までに、大気汚染防止法による届け出「特定粉じん排出等作業実施届出」が必要となっています。

市では、本法に規定されているアスベストの除去等における作業基準の遵守状況を確認するため、すべての届出に対して立入検査を実施し、アスベストの飛散防止指導を行っています。

◆**届出の対象となる作業の種類等**

【作業の種類】

①特定耐火建築物等の解体作業

②特定耐火建築物等の改造または補修作業

対象規模 いずれも吹き付けアスベストの使用面積が50㎡以上

◎「特定耐火建築物等」とは、建築基準法第2条第9号の2に規定する「耐火建築物」または同条第9号の3に規定する「準耐火建築物」で、延べ床面積500㎡以上のものをいいます。

問い合わせ 環境対策課（☎2998-9230・FAX2998-9195）

◇大気中アスベスト濃度の調査を実施

市内のアスベスト濃度を把握するため、大気汚染常時監視測定局（けやき台・東所沢・北野一般環境測定局）において、アスベスト濃度の調査を実施します（1月実施予定）。

問い合わせ 環境対策課（☎2998-9230・FAX2998-9195）

★アスベスト相談窓口★

アスベスト対策への適切な情報提供と迅速な対応を行うため、相談窓口を設けています。

- ●**環境・その他に関する相談（アスベスト全般）**…環境対策課（☎2998-9230・FAX2998-9195）
- ●**建築物に関する相談**…建築指導課（☎2998-9180・FAX2998-9152）
- ●**健康に関する相談**…埼玉県所沢保健所（☎2922-2167・FAX2920-3082）

パブリックコメント　皆さんの意見を市政に・・・

次の案件について意見を募集します。ご応募いただいたご意見を考慮して条例案等を策定し、後日、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方などを公表します。

（仮称）所沢市商業振興条例（案）

商店街が地域の中心として市民の皆さんの生活の活性化につながるように、商業の振興に関する条例を新たに制定します。

基本方針 商店街は地域の賑わいと交流の場であり、地域の核であることから、生活環境と調和した健全で活力あるまちづくりを、事業者・市・産業団体の方々との協働により、市民の皆さんの理解と協力のもとに推進していきます。

条例案の公表 市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しているほか、市役所2階・商工労政課、同1階・市政情報センター、各公民館で閲覧・配布

公表期間 1月4日(水)～20日(金)

応募方法 ①意見②住所③氏名④電話番号（法人・団体の場合は、①意見②所在地③名称④代表者氏名⑤電話番号）を記入のうえ（様式は問いません）、1月18日(水)までに、市役所2階・商工労政課（〒359-8501・並木1-1-1／FAX2998-9162／Eメールアドレス a9156@city.tokorozawa.saitama.jp）へ持参・郵送（当日消印有効）・FAX・Eメールのいずれかの方法

問い合わせ 商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）

（仮称）所沢市危機管理指針（案）

市民の皆さんや地域に被害が及ぶおそれがあるさまざまな危機を未然に防止し、災害発生時に被害を最小限にくい止め、市民の皆さんの生命、身体、財産の安全の確保を図ることを目的に、同管理指針を策定します。

指針案・資料の公表 市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しているほか、市役所4階・危機管理課、同1階・市政情報センター、各公民館で閲覧・配布

公表期間 1月13日(金)～2月9日(木)

応募方法 原則として、所定の様式に記入のうえ、2月9日(木)までに、市役所4階・危機管理課（〒359-8501・並木1-1-1／FAX2998-9042／Eメールアドレス a9396@city.tokorozawa.saitama.jp）へ持参・郵送（当日消印有効）・FAX・Eメールのいずれかの方法

◎所定の様式は、市ホームページ（アドレスは表紙参照）から入手できるほか、市役所4階・危機管理課、同1階・市政情報センター、各公民館で配布しています。

問い合わせ 危機管理課（☎2998-9042）

平成17年度「税に関する作文・標語」優秀作品を発表します

【作　文】

●**市長賞**

▼所沢中学校3年・阿部佳織

▼所沢中学校3年・瓜生麻未

▼所沢中学校3年・下田真菜美

▼美原中学校3年・渡辺隆寛

▼南陵中学校3年・中嶋未来

▼南陵中学校3年・市村舞子

▼安松中学校3年・木藤由夏

▼所沢商業高等学校1年・中山恵里

●**所沢税務署長賞**

▼所沢中学校3年・京屋　輝

▼所沢高等学校1年・杉本　恵

●**埼玉県租税教育推進協議会長賞**

▼所沢中学校3年・小林文枝

●**所沢税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞**

▼南陵中学校3年・三浦あかり

●**所沢県税事務所長賞**

▼安松中学校3年・平野美紗貴

▼所沢商業高等学校1年・大久保あすか

【標　語】

●**市長賞**

▼税金で　みんなの暮らしを　快適に……所沢中学校3年・藤本純平

◆税金を　しっかり納めて　豊かなくらし……所沢中学校3年・長谷川瑞希

◆考えて　正しい税の　使い道……美原中学校3年・村上美紗樹

◆税金を　払って進める　町づくり……美原中学校3年・辻　里沙

◆みんなの未来　みんなで変えよう　この税で……南陵中学校3年・瀬谷枝里紗

◆税金は　未来のための　第一歩……南陵中学校3年・浜崎慎也

◆税金は　未来のあなたの　パートナー……安松中学校3年・山本絵理奈

◆考えて　あなたの税金　あなたの暮らし……北野中学校1年・小暮香織

●**所沢税務署長賞**

◆国民の　未来をつくる　消費税……所沢中学校3年・増渕大地

◆納めよう　日本とあなたの　あすのため……美原中学校3年・長谷川　真一

●**所沢県税事務所長賞**

◆税金で　みんなが住みよい　街づくり……所沢中学校3年・仲田　藍

◆税金を　納めて安心　明るい未来……南陵中学校3年・櫻羽穂波

所沢税務署からのごあんない

年金収入の方等の事前説明・相談会

平成17年分の所得税の確定申告書を、個別に説明を受けながら作成し、提出することができます。

とき 2月2日(木)、3日(金)、6日(月)、7日(火)／午前9時～11時、午後1時～3時

◎対象地域ごとの相談会等の受付日程は、下表を参考にしてください。

ところ 市役所8階大会議室

対　象 ▼年金収入のみで所得税が源泉徴収されている方▼年末調整が済んでいる給与所得者で、医療費控除を受けられる方▼平成17年の中途で退職し、その後就職しなかったために、源泉徴収されていた所得税の年末調整を受けられなかった方

持参するもの ▼**年金のある方**…平成17年分の公的年金等の源泉徴収票（原本）▼**給与所得のある方**…平成17年分の給与所得の源泉徴収票（原本）▼**退職所得のある方**…平成17年分の退職所得の源泉徴収票（原本）▼**社会保険料控除を受けられる方**…平成17年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の支払いを証明する書類等▼**保険料控除を受けられる方**…平成17年中に支払った生命保険料、損害保険料の控除証明書▼**医療費控除を受けられる方**…平成17年分の医療費の領収書および医療費の補てん金がわかるもの（事前に集計済みのもの）▼**配偶者・扶養控除を受けられる方**…配偶者、扶養親族の所得のわかる源泉徴収票等（所得のない方は不要）▼**全員の方**…①本人名義の金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの②筆記用具、計算器具、印鑑

◎ご自分で確定申告書を作成された方は、所沢税務署に郵送等で提出してください。

■年金収入の方などの事前説明・相談会受付日程表

開催日	対象地域
2月2日(木)	山口・上山口・狭山ヶ丘・若狭・東狭山ヶ丘・西狭山ヶ丘・和ヶ原・林・三ヶ島・糀谷・堀之内
2月3日(金)	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米・荒幡・松が丘・上新井・北野・小手指町・小手指南・小手指元町
2月6日(月)	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町・西所沢・緑町・泉町・弥生町・美原町・北所沢町・向陽町・青葉台・花園・松葉町・榎町・星の宮・中富・下富・神米金・北岩岡・けやき台・北中・岩岡町・所沢新町・くすのき台・中富南
2月7日(火)	こぶし町・若松町・下新井・西新井町・東新井町・牛沼・松郷・上安松・下安松・大字中新井・中新井・坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・並木・北原町・東所沢・東所沢和田

◎対象地域の開催日で都合のつかない方は、ほかの開催日でも受け付けします。

消費税確定申告相談会

所沢税務署では、平成17年分から消費税の申告が必要な方を対象とした相談会を次のとおり開催します。

とき ①2月3日(金)／午前9時30分～午後4時②2月13日(月)、14日(火)、15日(水)／午前9時～午後5時

◎いずれも正午から午後1時までを除きます。

ところ ①旧市庁舎（宮本町1-1-2）②所沢税務署（並木1-7）

持参するもの ▼平成17年分所得税の決算書もしくは収支内訳書▼平成17年分の帳簿▼平成17年分消費税の確定申告書▼認印▼筆記用具

問い合わせ 所沢税務署・個人課税第1部門（☎2993-9100）